

令和 7 年 9 月 1 日招集

第 3 回狭山市議会定例会議案

目次	議案番号	ページ
第 4 0 号	狭山市教育委員会委員の任命について	4
第 4 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
第 4 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
第 4 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1 0
第 4 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1 2
第 4 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1 4
第 4 6 号	狭山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	1 6
第 4 7 号	狭山市市民交流センター条例の一部を改正する条例	1 7
第 4 8 号	狭山市地域交流センター条例の一部を改正する条例	1 8
第 4 9 号	狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	1 9
第 5 0 号	狭山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	2 1
第 5 1 号	狭山市立公民館条例の一部を改正する条例	2 4
第 5 2 号	狭山市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例	2 6
第 5 3 号	狭山市地域新事業創出基盤施設条例の一部を改正する条例	2 8
第 5 4 号	令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 3 号）	2 9
第 5 5 号	令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	3 0
第 5 6 号	令和 7 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	3 1
第 5 7 号	令和 7 年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	3 2
第 5 8 号	狭山市駅加佐志線調整池及び久保川調節池整備工事請負契約の変更契約の締結について	3 3
第 5 9 号	権利の放棄について	3 4
第 6 0 号	令和 6 年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について	3 5
第 6 1 号	令和 6 年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	3 6
第 6 2 号	令和 6 年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3 7
第 6 3 号	令和 6 年度狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	3 8
第 6 4 号	令和 6 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	3 9
第 6 5 号	令和 6 年度狭山市水道事業会計決算認定について	4 1
第 6 6 号	令和 6 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	4 2

第 6 7 号	令和 6 年度狭山市下水道事業会計決算認定について	4 4
---------	---------------------------	-----

議案第 4 0 号

狹山市教育委員会委員の任命について

下記の者を狹山市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 安河内 由 香
生年月日 (略)

令和 7 年 9 月 1 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

教育委員会委員安河内由香氏は、令和 7 年 1 0 月 2 8 日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 小 川 洋 之
生年月日 (略)

令和 7 年 9 月 1 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

人権擁護委員小川洋之氏は、令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるが、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 川 田 千 春
生年月日 (略)

令和 7 年 9 月 1 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

人権擁護委員川田千春氏は、令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるが、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 43 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 高 橋 光 幸
生年月日 (略)

令和 7 年 9 月 1 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

人権擁護委員高橋光幸氏は、令和 7 年 12 月 31 日をもって任期満了となるが、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 4 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 朝 長 里 美
生年月日 (略)

令和 7 年 9 月 1 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

人権擁護委員朝長里美氏は、令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるが、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 5 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 関 根 保 子
生年月日 (略)

令和 7 年 9 月 1 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

人権擁護委員山田典子氏は、令和 7 年 3 月 4 日をもって資格喪失となったが、同氏の後任者として関根保子氏を推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 6 号

狭山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 5 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「4 0 5 円 9 9 銭」を「4 4 0 円 1 6 銭」に改める。

第 2 条 狭山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「4 4 0 円 1 6 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の狭山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 9 条、第 1 0 条及び第 1 3 条の規定は、第 1 条の規定の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同条の規定の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の狭山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 1 3 条の規定は、第 2 条の規定の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同条の規定の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

公職選挙法施行令の改正に鑑み、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の限度額を改定したいので、この案を提出するものである。

議案第 47 号

狭山市市民交流センター条例の一部を改正する条例

狭山市市民交流センター条例（平成 23 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表会議室の項中「200」を「300」に、「300」を「450」に改め、同表遊戯スペースの項中「250」を「300」に、「400」を「450」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 項の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される令和 8 年 4 月 1 日以後の施設の利用について適用し、施行日前に申請された同月 1 日以後の施設の利用については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

受益者負担の適正化を図るため、狭山市市民センターの使用料の額を改定したいので、この案を提出するものである。

議案第４８号

狭山市地域交流センター条例の一部を改正する条例

狭山市地域交流センター条例（令和元年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

別表入曽地域交流センターの部コミュニティルーム１の項中「３００」を「４５０」に、「４５０」を「６７０」に改め、同部コミュニティルーム２の項中「２００」を「３００」に、「３００」を「４５０」に改め、同部和室の項中「３００」を「４５０」に、「４５０」を「６７０」に改め、同部大ホールの項中「９００」を「１，３５０」に、「１，３５０」を「２，０２０」に改め、同部小ホールＡの項及び小ホールＢの項中「４００」を「６００」に、「６００」を「９００」に改め、同部キッチンスタジオの項中「３００」を「４５０」に、「４５０」を「６７０」に改め、同部音楽スタジオの項中「４００」を「６００」に、「６００」を「９００」に改め、同部アトリエの項中「２００」を「３００」に、「３００」を「４５０」に改め、同表備考第２項中「相当する額」の次に「（１０円未満は切捨て）」を加える。

附 則

- １ この条例は、令和８年２月１日から施行する。
- ２ 改正後の別表の規定は、令和８年４月１日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

令和７年９月１日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

受益者負担の適正化を図るため、入曽地域交流センターの使用料の額を改定するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 49 号

狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 17 条の 2 第 1 項」を「第 17 条の 3 第 1 項」に改める。

第 17 条の 3 を第 17 条の 4 とする。

第 17 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 17 条の 3 とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、狭山市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）第 20 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）狭山市職員の育児休業等に関する条例第 20 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との

両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月1日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

職員の仕事と育児の両立を支援するため、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に係る規定を設けたいので、この案を提出するものである。

議案第 50 号

狭山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

狭山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第16条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第17条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、

当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数

の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める

時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第19条中「第11条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合には、改正後の第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 狭山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第23条中「第7条の規定」を「狭山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）」に、「定年前再任用短時間勤務職員等」を「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の部分休業に係る規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 5 1 号

狭山市立公民館条例の一部を改正する条例

狭山市立公民館条例（昭和 5 3 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表狭山市立中央公民館の部第 1 学習室の項から第 3 学習室の項までの規定中「2 0 0」を「3 0 0」に、「3 0 0」を「4 5 0」に改め、同部第 4 学習室の項中「2 5 0」を「3 5 0」に、「4 0 0」を「6 0 0」に改め、同部第 5 学習室の項中「5 0 0」を「7 5 0」に、「7 5 0」を「1, 1 0 0」に改め、同部第 1 和室の項中「3 0 0」を「4 5 0」に、「4 5 0」を「6 5 0」に改め、同部第 2 和室の項中「4 0 0」を「6 0 0」に、「6 0 0」を「9 0 0」に改め、同部第 1 ホールの項及び第 2 ホールの項中「6 0 0」を「9 0 0」に、「9 0 0」を「1, 3 5 0」に改め、同部調理実習室の項中「4 0 0」を「6 0 0」に、「6 0 0」を「9 0 0」に改め、同部視聴覚室の項中「3 0 0」を「4 5 0」に、「4 5 0」を「6 5 0」に改め、同部工芸室の項中「5 0 0」を「7 5 0」に、「7 5 0」を「1, 1 0 0」に改め、同表狭山市立新狭山公民館の部第 1 学習室の項及び第 2 学習室の項中「3 0 0」を「4 5 0」に、「4 5 0」を「6 5 0」に改め、同部第 3 学習室の項中「2 0 0」を「3 0 0」に、「3 0 0」を「4 5 0」に改め、同部和室の項中「4 0 0」を「6 0 0」に、「6 0 0」を「9 0 0」に改め、同部ホールの項中「7 0 0」を「1, 0 5 0」に、「1, 0 5 0」を「1, 5 5 0」に改め、同部調理実習室の項中「3 0 0」を「4 5 0」に、「4 5 0」を「6 5 0」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

受益者負担の適正化を図るため、狭山市立中央公民館及び狭山市立新狭山公民館の使用料の額を改定したいので、この案を提出するものである。

議案第 5 2 号

狭山市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市心身障害者医療費支給条例（昭和 4 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- （５）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項の表に定める 2 級の障害を有するもの

第 3 条第 2 項第 4 号中「前条第 5 号又は第 6 号」を「前条第 6 号又は第 7 号」に改める。

第 4 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条第 5 号に規定する心身障害者に係る障害者総合支援法第 5 8 条の規定による自立支援医療費の支給の対象となる医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者が、精神通院医療に該当する医療費について自己負担をしたにもかかわらず障害者総合支援法第 5 8 条の規定による自立支援医療費の支給の対象とならなかつた場合を含む。）以外の療養に要する費用の額は、支給の対象としない。

第 6 条第 2 項中「第 4 条第 5 項」を「第 4 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業の見直しに鑑み、心身障害者医療費の支給対象者の範囲を拡大するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 53 号

狭山市地域新事業創出基盤施設条例の一部を改正する条例

狭山市地域新事業創出基盤施設条例（平成 14 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 研究開発室の項及び第 2 研究開発室の項中「71, 200」を「82, 000」に改め、同表第 1 研究室の項及び第 2 研究室の項中「58, 300」を「66, 000」に改め、同表第 3 研究室の項から第 6 研究室の項までの規定中「29, 100」を「33, 000」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

受益者負担の適正化を図るため、狭山市地域新事業創出基盤施設の使用料の額を改定したいので、この案を提出するものである。

議案第 5 4 号

令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 3 号）

補正予算別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度狭山市一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 3 0 9, 5 8 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 6, 4 3 9, 7 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
16 国庫支出金	
	2 国庫補助金
	3 国庫委託金
17 県支出金	
	2 県補助金
20 繰入金	
	1 特別会計繰入金
21 繰越金	
	1 繰越金
22 諸収入	
	6 雑入
23 市債	
	1 市債
歳入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,233,872	93,490	9,327,362
1,448,441	91,934	1,540,375
32,801	1,556	34,357
4,141,729	1,000	4,142,729
927,096	1,000	928,096
3,020,569	274,349	3,294,918
74,651	274,349	349,000
600,000	2,259,503	2,859,503
600,000	2,259,503	2,859,503
1,692,069	△325,655	1,366,414
1,126,191	△325,655	800,536
923,400	6,900	930,300
923,400	6,900	930,300
54,130,204	2,309,587	56,439,791

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
3 民 生 費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛 生 費	
	1 保健衛生費
8 上 木 費	
	3 都市計画費
9 消 防 費	
	1 消 防 費
10 教 育 費	
	2 小学校費
	3 中学校費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
6,283,678	2,097,819	8,381,497
4,867,092	2,096,318	6,963,410
508,261	1,501	509,762
26,472,328	170,215	26,642,543
12,864,947	71,811	12,936,758
11,270,856	64,906	11,335,762
2,329,993	33,498	2,363,491
4,468,808	31,581	4,500,389
2,073,878	31,581	2,105,459
4,581,202	3,000	4,584,202
3,034,186	3,000	3,037,186
2,212,215	6,972	2,219,187
2,212,215	6,972	2,219,187
4,944,885	0	4,944,885
748,485	0	748,485
781,806	0	781,806
54,130,204	2,309,587	56,439,791

第2表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 応 急 対 策 事 業 費	6,900	普通貸借 又は 証券発行	4. 0 %以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

議案第 55 号

令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

補正予算別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 1, 3 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 8 2 2, 0 1 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
6 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	21,335	21,336
1	21,335	21,336
14,800,683	21,335	14,822,018

歳 出

款	項
6 基金積立金	
	1 基金積立金
8 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
101	16,335	16,436
101	16,335	16,436
14,511	5,000	19,511
14,510	5,000	19,510
14,800,683	21,335	14,822,018

議案第 56 号

令和 7 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

補正予算別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 8 4, 9 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 4 3 3, 7 0 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
7 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	784,996	784,997
1	784,996	784,997
13,648,710	784,996	14,433,706

歳 出

款	項
4 基金積立金	
	1 基金積立金
6 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
	2 繰 出 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
400	518,862	519,262
400	518,862	519,262
79,052	266,134	345,186
4,103	5,199	9,302
74,649	260,935	335,584
13,648,710	784,996	14,433,706

議案第 57 号

令和 7 年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

補正予算別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度狭山市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8, 3 9 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 1 4 9, 6 9 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
3 繰越金	
	1 繰越金
4 諸収入	
	2 償還金及び還付加算金
5 国庫支出金	
	1 国庫補助金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	22,290	22,291
1	22,290	22,291
5,767	1,041	6,808
5,664	1,041	6,705
0	5,060	5,060
0	5,060	5,060
3,121,304	28,391	3,149,695

歳 出

款	項
1 総 務 費	
	1 総務管理費
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
3 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
	2 繰 出 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
50,671	5,060	55,731
41,744	5,060	46,804
3,059,968	8,876	3,068,844
3,059,968	8,876	3,068,844
5,665	14,455	20,120
5,664	1,041	6,705
1	13,414	13,415
3,121,304	28,391	3,149,695

議案第 58 号

狭山市駅加佐志線調整池及び久保川調節池整備工事請負契約の変更契約の締結について

下記のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 狭山市駅加佐志線調整池及び久保川調節池整備工事
(工事場所 狭山市入間川地内) |
| 2 変 更 契 約 金 額 | 2 5 1 , 8 4 2 , 8 0 0 円 |
| 3 今回の変更による増額 | 4 , 3 0 1 , 0 0 0 円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県狭山市柏原 5 8 8 番地の 4
株式会社田口土木
代表取締役 田 口 勇 男 |

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

令和 6 年 9 月 30 日に狭山市駅加佐志線調整池及び久保川調節池整備工事について請負契約を締結したが、物価の変動に伴い、狭山市建設工事請負契約約款の規定に基づき契約金額を変更したいので、条例の定めるところにより、この案を提出するものである。

議案第 59 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 権 利 の 内 容 | 狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1・第 2 自転車駐車場の指定管理者業務に係る令和元年度納付金及び基本協定の解除に伴う違約金の徴収の権利 |
| 2 | 債 務 者 | 東京都港区西新橋 2 丁目 8 番 1 号
一般社団法人 日本駐車場工学会
代表者 一 瀬 哲 雄 |
| 3 | 放棄する権利の額 | 令和元年度納付金 27, 123, 334 円
基本協定の解除に伴う違約金 3, 254, 800 円 |

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1・第 2 自転車駐車場の指定管理者業務において、債務者が破産し、未納であった令和元年度納付金及び基本協定の解除に伴う違約金について回収できる見込みがないことから、当該納付金及び違約金の徴収の権利を放棄したいので、この案を提出するものである。

議案第 6 0 号

令和 6 年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度狭山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 6 年度 狭山市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 市 税		21,246,094,000
	1 市 民 税	9,071,800,000
	2 固 定 資 産 税	9,766,228,000
	3 軽 自 動 車 税	357,250,000
	4 市 た ば こ 税	995,000,000
	5 都 市 計 画 税	1,055,816,000
2 地 方 譲 与 税		322,653,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	230,000,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	75,000,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	17,653,000
3 利 子 割 交 付 金		7,500,000
	1 利 子 割 交 付 金	7,500,000
4 配 当 割 交 付 金		100,000,000
	1 配 当 割 交 付 金	100,000,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		170,000,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	170,000,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,455,000,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,455,000,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		34,000,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	34,000,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		75,000,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	75,000,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 等		630,000,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 等	630,000,000
11 地 方 特 例 交 付 金		865,755,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	851,299,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額の比較
22,334,591,036	22,062,632,424	30,056,636	245,908,019	816,538,424
9,703,589,107	9,521,374,041	23,124,321	162,074,888	449,574,041
10,136,470,955	10,063,779,800	5,205,732	68,345,872	297,551,800
379,641,617	370,323,638	1,172,689	8,215,190	13,073,638
1,037,915,666	1,037,915,666	0	0	42,915,666
1,076,973,691	1,069,239,279	553,894	7,272,069	13,423,279
321,777,000	321,777,000	0	0	△876,000
229,222,000	229,222,000	0	0	△778,000
74,902,000	74,902,000	0	0	△98,000
17,653,000	17,653,000	0	0	0
9,838,000	9,838,000	0	0	2,338,000
9,838,000	9,838,000	0	0	2,338,000
186,431,000	186,431,000	0	0	86,431,000
186,431,000	186,431,000	0	0	86,431,000
267,184,000	267,184,000	0	0	97,184,000
267,184,000	267,184,000	0	0	97,184,000
333,221,000	333,221,000	0	0	33,221,000
333,221,000	333,221,000	0	0	33,221,000
3,712,949,000	3,712,949,000	0	0	257,949,000
3,712,949,000	3,712,949,000	0	0	257,949,000
31,291,066	31,291,066	0	0	△2,708,934
31,291,066	31,291,066	0	0	△2,708,934
68,731,708	68,731,708	0	0	△6,268,292
68,731,708	68,731,708	0	0	△6,268,292
638,175,000	638,175,000	0	0	8,175,000
638,175,000	638,175,000	0	0	8,175,000
866,993,000	866,993,000	0	0	1,238,000
851,299,000	851,299,000	0	0	0

款	項	予 算 現 額
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,456,000
12 地 方 交 付 税		4,828,433,000
	1 地 方 交 付 税	4,828,433,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		15,000,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,000,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金		170,156,000
	1 負 担 金	170,156,000
15 使 用 料 及 び 手 数 料		865,260,000
	1 使 用 料	593,675,000
	2 手 数 料	271,585,000
16 国 庫 支 出 金		10,774,677,000
	1 国 庫 負 担 金	6,810,431,000
	2 国 庫 補 助 金	3,930,939,000
	3 国 庫 委 託 金	33,307,000
17 県 支 出 金		3,920,617,000
	1 県 負 担 金	2,749,370,000
	2 県 補 助 金	848,213,000
	3 県 委 託 金	323,034,000
18 財 産 収 入		179,622,000
	1 財 産 運 用 収 入	135,372,000
	2 財 産 売 払 収 入	44,250,000
19 寄 附 金		144,961,000
	1 寄 附 金	144,961,000
20 繰 入 金		5,568,626,000
	1 特 別 会 計 繰 入 金	265,301,000
	2 基 金 繰 入 金	5,303,325,000
21 繰 越 金		1,069,394,834
	1 繰 越 金	1,069,394,834
22 諸 収 入		1,537,001,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額の比較
15,694,000	15,694,000	0	0	1,238,000
4,855,680,000	4,855,680,000	0	0	27,247,000
4,855,680,000	4,855,680,000	0	0	27,247,000
14,271,000	14,271,000	0	0	△729,000
14,271,000	14,271,000	0	0	△729,000
164,227,191	160,252,881	563,700	3,410,610	△9,903,119
164,227,191	160,252,881	563,700	3,410,610	△9,903,119
853,320,673	847,083,953	257,000	5,979,720	△18,176,047
586,064,333	579,827,613	257,000	5,979,720	△13,847,387
267,256,340	267,256,340	0	0	△4,328,660
10,905,398,380	10,905,398,380	0	0	130,721,380
7,274,723,616	7,274,723,616	0	0	464,292,616
3,590,336,910	3,590,336,910	0	0	△340,602,090
40,337,854	40,337,854	0	0	7,030,854
3,845,591,279	3,845,591,279	0	0	△75,025,721
2,752,417,169	2,752,417,169	0	0	3,047,169
780,783,381	780,783,381	0	0	△67,429,619
312,390,729	312,390,729	0	0	△10,643,271
145,297,802	142,768,214	0	2,529,588	△36,853,786
138,901,360	136,371,772	0	2,529,588	999,772
6,396,442	6,396,442	0	0	△37,853,558
145,510,618	145,510,618	0	0	549,618
145,510,618	145,510,618	0	0	549,618
5,481,427,113	5,481,427,113	0	0	△87,198,887
263,632,113	263,632,113	0	0	△1,668,887
5,217,795,000	5,217,795,000	0	0	△85,530,000
1,069,394,832	1,069,394,832	0	0	△2
1,069,394,832	1,069,394,832	0	0	△2
1,415,047,340	1,325,723,627	2,735,199	86,588,514	△211,277,373

款	項	予 算 現 額
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	27,801,000
	2 市 預 金 利 子	6,000
	3 貸 付 金 元 利 取 入	341,985,000
	4 受 託 事 業 取 入	129,233,000
	5 取 益 事 業 取 入	70,000,000
	6 雑 入	967,976,000
23 市	債	3,392,248,000
	1 市 債	3,392,248,000
歳 入 合 計		59,671,997,834

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
26,253,342	26,253,342	0	0	△1,547,658
101,665	101,665	0	0	95,665
254,331,656	245,472,050	0	8,859,606	△96,512,950
109,460,316	109,460,316	0	0	△19,772,684
70,000,000	70,000,000	0	0	0
954,900,361	874,436,254	2,735,199	77,728,908	△93,539,746
3,007,348,000	3,007,348,000	0	0	△384,900,000
3,007,348,000	3,007,348,000	0	0	△384,900,000
60,673,696,038	60,299,673,095	33,612,535	344,416,451	627,675,261

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		315,409,000
	1 議 会 費	315,409,000
2 総 務 費		8,592,299,000
	1 総 務 管 理 費	7,383,252,000
	2 徴 税 費	622,843,000
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	426,192,000
	4 選 挙 費	99,670,000
	5 統 計 調 査 費	22,544,000
	6 監 査 委 員 費	37,798,000
3 民 生 費		26,060,531,000
	1 社 会 福 祉 費	12,844,317,000
	2 児 童 福 祉 費	10,814,895,000
	3 生 活 保 護 費	2,394,277,000
	4 災 害 救 助 費	7,042,000
4 衛 生 費		4,556,883,000
	1 保 健 衛 生 費	2,396,129,000
	2 清 掃 費	2,160,754,000
5 労 働 費		19,422,000
	1 労 働 諸 費	19,422,000
6 農 林 水 産 業 費		185,839,000
	1 農 業 費	185,839,000
7 商 工 費		720,875,000
	1 商 工 費	720,875,000
8 土 木 費		7,611,285,834
	1 土 木 管 理 費	195,676,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	974,194,000
	3 都 市 計 画 費	6,200,629,834
	4 住 宅 費	240,786,000
9 消 防 費		2,138,193,000
	1 消 防 費	2,138,193,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
297,728,164	0	17,680,836	17,680,836
297,728,164	0	17,680,836	17,680,836
8,252,511,358	0	339,787,642	339,787,642
7,139,219,685	0	244,032,315	244,032,315
599,529,414	0	23,313,586	23,313,586
380,750,524	0	45,441,476	45,441,476
82,897,333	0	16,772,667	16,772,667
14,473,141	0	8,070,859	8,070,859
35,641,261	0	2,156,739	2,156,739
25,093,844,895	69,625,815	897,060,290	966,686,105
12,265,400,758	56,060,315	522,855,927	578,916,242
10,455,511,685	13,565,500	345,817,815	359,383,315
2,372,772,452	0	21,504,548	21,504,548
160,000	0	6,882,000	6,882,000
4,264,794,661	21,104,000	270,984,339	292,088,339
2,146,754,121	21,104,000	228,270,879	249,374,879
2,118,040,540	0	42,713,460	42,713,460
16,598,228	0	2,823,772	2,823,772
16,598,228	0	2,823,772	2,823,772
166,060,112	0	19,778,888	19,778,888
166,060,112	0	19,778,888	19,778,888
583,744,001	0	137,130,999	137,130,999
583,744,001	0	137,130,999	137,130,999
7,481,584,910	53,582,000	76,118,924	129,700,924
191,552,646	0	4,123,354	4,123,354
946,884,331	0	27,309,669	27,309,669
6,108,850,153	53,582,000	38,197,681	91,779,681
234,297,780	0	6,488,220	6,488,220
2,105,473,978	6,270,000	26,449,022	32,719,022
2,105,473,978	6,270,000	26,449,022	32,719,022

款	項	予 算 現 額
10 教 育 費		5,484,012,000
	1 教 育 総 務 費	914,281,000
	2 小 学 校 費	782,610,000
	3 中 学 校 費	1,346,992,000
	4 幼 稚 園 費	131,984,000
	5 社 会 教 育 費	899,697,000
	6 保 健 体 育 費	1,408,448,000
11 公 債 費		3,936,973,000
	1 公 債 費	3,936,973,000
12 予 備 費		50,276,000
	1 予 備 費	50,276,000
歳 出 合 計		59,671,997,834

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
5,209,033,484	0	274,978,516	274,978,516
863,511,814	0	50,769,186	50,769,186
736,509,101	0	46,100,899	46,100,899
1,254,812,172	0	92,179,828	92,179,828
129,758,858	0	2,225,142	2,225,142
862,587,986	0	37,109,014	37,109,014
1,361,853,553	0	46,594,447	46,594,447
3,926,540,097	0	10,432,903	10,432,903
3,926,540,097	0	10,432,903	10,432,903
0	0	50,276,000	50,276,000
0	0	50,276,000	50,276,000
57,397,913,888	150,581,815	2,123,502,131	2,274,083,946

歳入歳出差引残額 2,901,759,207 円

うち基金繰入額 0 円

議案第 6 1 号

令和 6 年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 6 年度 狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 国 民 健 康 保 險 税		3,029,176,000
	1 国 民 健 康 保 險 税	3,029,176,000
2 国 庫 支 出 金		100,000
	1 国 庫 補 助 金	100,000
3 県 支 出 金		10,572,693,000
	1 県 補 助 金	10,572,693,000
4 財 産 収 入		108,000
	1 財 産 運 用 収 入	108,000
5 繰 入 金		1,110,547,000
	1 他 会 計 繰 入 金	900,000,000
	2 基 金 繰 入 金	210,547,000
6 繰 越 金		109,168,000
	1 繰 越 金	109,168,000
7 諸 収 入		52,900,000
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	40,005,000
	2 市 預 金 利 子	1,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	891,000
	4 雑 入	12,003,000
歳 入 合 計		14,874,692,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
3,353,535,353	2,984,320,165	32,651,176	341,063,822	△44,855,835
3,353,535,353	2,984,320,165	32,651,176	341,063,822	△44,855,835
14,192,000	14,192,000	0	0	14,092,000
14,192,000	14,192,000	0	0	14,092,000
10,169,149,234	10,169,149,234	0	0	△403,543,766
10,169,149,234	10,169,149,234	0	0	△403,543,766
107,907	107,907	0	0	△93
107,907	107,907	0	0	△93
1,110,547,000	1,110,547,000	0	0	0
900,000,000	900,000,000	0	0	0
210,547,000	210,547,000	0	0	0
109,168,499	109,168,499	0	0	499
109,168,499	109,168,499	0	0	499
45,617,880	38,271,498	1,312,778	6,033,604	△14,628,502
32,096,324	32,096,324	0	0	△7,908,676
10,667	10,667	0	0	9,667
0	0	0	0	△891,000
13,510,889	6,164,507	1,312,778	6,033,604	△5,838,493
14,802,317,873	14,425,756,303	33,963,954	347,097,426	△448,935,697

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		85,052,000
	1 総 務 管 理 費	67,929,000
	2 徴 税 費	16,093,000
	3 運 営 協 議 会 費	139,000
	4 高 額 療 養 費 貸 付 金	500,000
	5 出 産 費 資 金 貸 付 金	391,000
2 保 険 給 付 費		10,457,384,000
	1 療 養 諸 費	9,041,062,000
	2 高 額 療 養 費	1,366,467,000
	3 移 送 費	200,000
	4 出 産 育 児 諸 費	36,355,000
	5 葬 祭 諸 費	13,000,000
	6 傷 病 手 当 金 諸 費	300,000
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		3,975,001,000
	1 医 療 給 付 費 分	2,637,362,000
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,003,749,000
	3 介 護 納 付 金 分	333,890,000
4 共 同 事 業 拠 出 金		1,000
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1,000
5 保 健 事 業 費		147,716,000
	1 保 健 事 業 費	147,716,000
6 基 金 積 立 金		93,120,000
	1 基 金 積 立 金	93,120,000
7 公 債 費		1,000,000
	1 一 般 公 債 費	1,000,000
8 諸 支 出 金		110,663,000
	1 債 還 金 及 び 還 付 加 算 金	110,662,000
	2 繰 出 金	1,000
9 予 備 費		4,755,000
	1 予 備 費	4,755,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
80,051,844	0	5,000,156	5,000,156
65,032,008	0	2,896,992	2,896,992
14,900,500	0	1,192,500	1,192,500
119,336	0	19,664	19,664
0	0	500,000	500,000
0	0	391,000	391,000
10,014,911,990	0	442,472,010	442,472,010
8,637,840,714	0	403,221,286	403,221,286
1,329,944,908	0	36,522,092	36,522,092
22,508	0	177,492	177,492
35,353,860	0	1,001,140	1,001,140
11,750,000	0	1,250,000	1,250,000
0	0	300,000	300,000
3,975,000,067	0	933	933
2,637,361,465	0	535	535
1,003,748,683	0	317	317
333,889,919	0	81	81
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
139,006,259	0	8,709,741	8,709,741
139,006,259	0	8,709,741	8,709,741
93,119,907	0	93	93
93,119,907	0	93	93
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
102,329,410	0	8,333,590	8,333,590
102,329,410	0	8,332,590	8,332,590
0	0	1,000	1,000
0	0	4,755,000	4,755,000
0	0	4,755,000	4,755,000

款	項	予 算 現 額
歳 出	合 計	14,874,692,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
14,404,419,477	0	470,272,523	470,272,523

歳入歳出差引残額21,336,826 円
うち基金繰入額0 円

議案第 6 2 号

令和 6 年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 6 年度 狹山市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 保 險 料		3,234,990,000
	1 介 護 保 險 料	3,234,990,000
2 国 庫 支 出 金		2,456,511,000
	1 国 庫 負 担 金	2,278,107,000
	2 国 庫 補 助 金	178,404,000
3 県 支 出 金		1,963,421,000
	1 県 負 担 金	1,924,600,000
	2 県 補 助 金	38,821,000
4 支 払 基 金 交 付 金		3,549,256,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,549,256,000
5 財 産 収 入		400,000
	1 財 産 運 用 収 入	400,000
6 繰 入 金		2,354,342,000
	1 他 会 計 繰 入 金	2,004,342,000
	2 基 金 繰 入 金	350,000,000
7 繰 越 金		606,296,000
	1 繰 越 金	606,296,000
8 諸 収 入		305,000
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2,000
	2 市 預 金 利 子	1,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	300,000
	4 雑 入	2,000
歳 入 合 計		14,165,521,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
3,272,014,500	3,212,440,450	19,746,600	42,882,050	△22,549,550
3,272,014,500	3,212,440,450	19,746,600	42,882,050	△22,549,550
2,253,208,303	2,253,208,303	0	0	△203,302,697
1,944,809,103	1,944,809,103	0	0	△333,297,897
308,399,200	308,399,200	0	0	129,995,200
1,685,427,938	1,685,427,938	0	0	△277,993,062
1,653,233,209	1,653,233,209	0	0	△271,366,791
32,194,729	32,194,729	0	0	△6,626,271
3,084,603,161	3,084,603,161	0	0	△464,652,839
3,084,603,161	3,084,603,161	0	0	△464,652,839
365,656	365,656	0	0	△34,344
365,656	365,656	0	0	△34,344
2,354,257,716	2,354,257,716	0	0	△84,284
2,004,257,716	2,004,257,716	0	0	△84,284
350,000,000	350,000,000	0	0	0
606,296,269	606,296,269	0	0	269
606,296,269	606,296,269	0	0	269
511,164	511,164	0	0	206,164
119,900	119,900	0	0	117,900
194,024	194,024	0	0	193,024
0	0	0	0	△300,000
197,240	197,240	0	0	195,240
13,256,684,707	13,197,110,657	19,746,600	42,882,050	△968,410,343

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		206,199,000
	1 総 務 管 理 費	49,244,000
	2 徴 収 費	5,000,000
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	151,955,000
2 保 険 給 付 費		12,990,213,000
	1 サ ー ビ ス 給 付 費	12,020,256,000
	2 審 査 支 払 手 数 料	9,893,000
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	405,068,000
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	55,966,000
	5 市 町 村 特 別 給 付 費	58,650,000
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	440,380,000
3 地 域 支 援 事 業 費		272,288,000
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	176,939,000
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	24,464,000
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	70,885,000
4 基 金 積 立 金		381,876,000
	1 基 金 積 立 金	381,876,000
5 公 債 費		1,400,000
	1 公 債 費	1,400,000
6 諸 支 出 金		313,545,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	58,691,000
	2 繰 出 金	254,534,000
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 費 貸 付 金	300,000
	4 利 用 者 負 担 軽 減 支 援 事 業 費	20,000
歳 出 合 計		14,165,521,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
161,733,165	0	44,465,835	44,465,835
25,646,914	0	23,597,086	23,597,086
4,433,849	0	566,151	566,151
131,652,402	0	20,302,598	20,302,598
11,316,957,579	0	1,673,255,421	1,673,255,421
10,730,830,453	0	1,289,425,547	1,289,425,547
8,033,440	0	1,859,560	1,859,560
268,204,814	0	136,863,186	136,863,186
46,139,580	0	9,826,420	9,826,420
56,297,265	0	2,352,735	2,352,735
207,452,027	0	232,927,973	232,927,973
241,706,038	0	30,581,962	30,581,962
157,714,105	0	19,224,895	19,224,895
23,469,296	0	994,704	994,704
60,522,637	0	10,362,363	10,362,363
381,840,089	0	35,911	35,911
381,840,089	0	35,911	35,911
0	0	1,400,000	1,400,000
0	0	1,400,000	1,400,000
309,877,450	0	3,667,550	3,667,550
57,011,957	0	1,679,043	1,679,043
252,865,493	0	1,668,507	1,668,507
0	0	300,000	300,000
0	0	20,000	20,000
12,412,114,321	0	1,753,406,679	1,753,406,679

歳入歳出差引残額 784,996,336 円
うち基金繰入額 0 円

議案第 6 3 号

令和 6 年度狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 6 年度 狹山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		2,715,326,000
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	2,715,326,000
2 繰 入 金		453,713,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	453,713,000
3 繰 越 金		17,969,000
	1 繰 越 金	17,969,000
4 諸 収 入		4,547,000
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	101,000
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,444,000
	3 預 金 利 子	1,000
	4 雑 入	1,000
歳 入 合 計		3,191,555,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
2,469,823,600	2,444,282,560	3,702,160	27,779,380	△271,043,440
2,469,823,600	2,444,282,560	3,702,160	27,779,380	△271,043,440
453,712,701	453,712,701	0	0	△299
453,712,701	453,712,701	0	0	△299
17,966,736	17,966,736	0	0	△2,264
17,966,736	17,966,736	0	0	△2,264
5,425,714	5,425,714	0	0	878,714
107,700	107,700	0	0	6,700
5,179,000	5,179,000	0	0	735,000
23,724	23,724	0	0	22,724
115,290	115,290	0	0	114,290
2,946,928,751	2,921,387,711	3,702,160	27,779,380	△270,167,289

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		46,451,000
	1 総 務 管 理 費	39,347,000
	2 徴 収 費	7,104,000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,124,893,000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,124,893,000
3 諸 支 出 金		16,408,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,641,000
	2 繰 出 金	10,767,000
4 予 備 費		3,803,000
	1 予 備 費	3,803,000
歳 出 合 計		3,191,555,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
38,173,190	0	8,277,810	8,277,810
32,187,325	0	7,159,675	7,159,675
5,985,865	0	1,118,135	1,118,135
2,844,980,011	0	279,912,989	279,912,989
2,844,980,011	0	279,912,989	279,912,989
15,945,620	0	462,380	462,380
5,179,000	0	462,000	462,000
10,766,620	0	380	380
0	0	3,803,000	3,803,000
0	0	3,803,000	3,803,000
2,899,098,821	0	292,456,179	292,456,179

歳入歳出差引残額 22,288,890 円
うち基金繰入額 0 円

議案第 6 4 号

令和 6 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり自己資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てることについて、議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

令和 6 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の全部を自己資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

令和6年度狭山市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	未 処 分 利 益 剰 余 金
当年度末残高	17,381,766,246	592,054,698
議会の議決による処分数額	372,342,170	△ 592,054,698
自己資本金へ組入	372,342,170	△ 372,342,170
減債積立金の積立	0	△ 219,712,528
処分後残高	17,754,108,416	(繰越利益剰余金) 0

議案第 6 5 号

令和 6 年度狭山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度狭山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和6年度狭山市

(1) 収益的収入及び支出 収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定に係る財源充当額	合 計
	円	円	円	円
第1款 水道事業収益	3,162,023,000	0	0	3,162,023,000
第1項 営業収益	2,727,029,000	0	0	2,727,029,000
第2項 営業外収益	434,993,000	0	0	434,993,000
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000

支 出

区 分	予 算 額						
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
	円	円	円	円	円	円	円
第1款 水道事業費用	3,036,848,000	0	0	0	0	3,036,848,000	0
第1項 営業費用	2,980,368,000	0	0	0	0	2,980,368,000	0
第2項 営業外費用	54,109,000	0	0	0	0	54,109,000	0
第3項 特別損失	1,371,000	0	0	0	0	1,371,000	0
第4項 予 備 費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出 収 入

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費連次繰越額に係る財源充当額	合 計
	円	円	円	円	円	円
第1款 資本的収入	416,509,000	0	416,509,000	0	0	416,509,000
第1項 企業債	200,000,000	0	200,000,000	0	0	200,000,000
第2項 負担金	12,289,000	0	12,289,000	0	0	12,289,000
第3項 工事寄附金	91,630,000	0	91,630,000	0	0	91,630,000
第4項 水道利用加入金	62,528,000	0	62,528,000	0	0	62,528,000
第5項 設計管理料	6,061,000	0	6,061,000	0	0	6,061,000
第6項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000
第7項 国庫補助金	44,000,000	0	44,000,000	0	0	44,000,000

支 出

区 分	予 算 額						
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費連次繰越額	合 計
	円	円	円	円	円	円	円
第1款 資本的支出	1,711,578,000	0	0	1,711,578,000	21,634,000	0	1,733,212,000
第1項 建設改良費	1,489,235,000	0	0	1,489,235,000	21,634,000	0	1,510,869,000
第2項 企業債償還金	222,343,000	0	0	222,343,000	0	0	222,343,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,315,529,975円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,000,000円で補てんした。

水道事業決算報告書

決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
円 3,205,155,085	円 43,132,085	
2,777,931,598	50,902,598	(うち、仮受消費税及び地方消費税 250,194,386円)
426,594,657	△ 8,398,343	(うち、仮受消費税及び地方消費税 12,757,750円)
628,830	627,830	

合 計	決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
円 3,036,848,000	円 2,882,371,345	円 0	円 154,476,655	
2,980,368,000	2,849,688,603	0	130,679,397	(うち、仮払消費税及び地方消費税 152,059,845円)
54,109,000	32,352,476	0	21,756,524	
1,371,000	330,266	0	1,040,734	(うち、仮払消費税及び地方消費税 12,125円)
1,000,000	0	0	1,000,000	

決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
円 206,834,710	円 △ 209,674,290	
14,500,000	△ 185,500,000	
17,162,200	4,873,200	
55,150,700	△ 36,479,300	(うち、仮受消費税及び地方消費税 5,013,700円)
60,099,600	△ 2,428,400	(うち、仮受消費税及び地方消費税 5,463,600円)
4,003,210	△ 2,057,790	(うち、仮受消費税及び地方消費税 363,927円)
0	△ 1,000	
55,919,000	11,919,000	

決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繰 越 額	合 計		
円 1,522,364,685	円 0	円 0	円 0	円 210,847,315	
1,300,022,515	0	0	0	210,846,485	(うち、仮払消費税及び地方消費税 111,169,672円)
222,342,170	0	0	0	830	

100,328,445円、過年度分損益勘定留保資金842,859,360円、減債積立金222,342,170円及び建設改良積立金

令和6年度狭山市水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 給水収益	2,408,241,100	
(2) 受託給水工事収益	25,776,001	
(3) その他営業収益	<u>93,720,111</u>	2,527,737,212

2 営業費用

(1) 原水及び浄水費	1,178,759,611	
(2) 配水及び給水費	263,360,990	
(3) 受託給水工事費	29,863,756	
(4) 業 務 費	160,454,161	
(5) 総 係 費	63,137,308	
(6) 減価償却費	989,788,264	
(7) 資産減耗費	<u>12,264,668</u>	<u>2,697,628,758</u>

営業損失 169,891,546

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	1,900,000	
(2) 水道利用加入金	127,484,000	
(3) 他会計負担金	1,316,000	
(4) 長期前受金戻入益	282,094,108	
(5) 雑 収 益	<u>1,043,099</u>	413,837,207

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	24,678,376	
(2) 雑 支 出	<u>37,199</u>	<u>24,715,575</u>
経常利益		<u>389,121,632</u>

219,230,086

5 特別利益

(1) その他特別利益	<u>800,583</u>	800,583
-------------	----------------	---------

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	<u>318,141</u>	<u>318,141</u>	<u>482,442</u>
--------------	----------------	----------------	----------------

当年度純利益			219,712,528
--------	--	--	-------------

前年度繰越利益剰余金			0
------------	--	--	---

その他未処分利益剰余金変動額			<u>372,342,170</u>
----------------	--	--	--------------------

当年度未処分利益剰余金			<u><u>592,054,698</u></u>
-------------	--	--	---------------------------

令和6年度狭山市水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		1,145,087,166	
ロ 建物	570,444,277		
減価償却累計額	<u>△ 353,351,473</u>	217,092,804	
ハ 構築物	37,601,821,542		
減価償却累計額	<u>△ 19,357,946,009</u>	18,243,875,533	
ニ 機械及び装置	4,855,061,998		
減価償却累計額	<u>△ 2,886,410,280</u>	1,968,651,718	
ホ 車両運搬具	37,597,470		
減価償却累計額	<u>△ 23,609,184</u>	13,988,286	
ヘ 工具、器具及び備品	254,987,736		
減価償却累計額	<u>△ 234,592,679</u>	20,395,057	
ト 建設仮勘定		<u>524,292,160</u>	
有形固定資産合計			22,133,382,724

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		<u>254,487</u>	
無形固定資産合計			254,487

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券		<u>497,455,724</u>	
投資その他の資産合計			<u>497,455,724</u>
固定資産合計			22,631,092,935

2 流動資産

(1) 現金預金

2,956,412,483

(2) 未収金

イ 営業未収金	256,026,690		
ロ 営業外未収金	2,079,000		
ハ その他未収金	25,565,530		
貸倒引当金	<u>△ 9,207,926</u>		
未収金合計			274,463,294

(3) 貯蔵品

イ 量水器	9,919,435		
ロ 本管材料	<u>28,047,883</u>		
貯蔵品合計			<u>37,967,318</u>

流動資産合計 3,268,843,095

資産合計 25,899,936,030

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,019,185,274	
企業債合計		2,019,185,274
固定負債合計		2,019,185,274

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	177,619,782	
企業債合計		177,619,782

(2) 未払金

イ 営業未払金	147,159,606	
ロ 営業外未払金	15,605	
ハ その他未払金	27,041,749	
未払金合計		174,216,960

(3) 引当金

イ 賞与引当金	14,872,499	
ロ 法定福利費引当金	2,923,662	
引当金合計		17,796,161

(4) その他流動負債

流動負債合計	161,093,241	530,726,144
--------	-------------	-------------

5 繰延収益

(1) 長期前受金	15,104,982,202	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 10,422,227,658	
繰延収益合計		4,682,754,544
負債合計		7,232,665,962

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金

イ 固有資本金	12,397,155	
ロ 繰入資本金	1,747,703,427	
ハ 組入資本金	15,621,665,664	
自己資本金合計	17,381,766,246	
資本金合計		17,381,766,246

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 減債積立金	193,449,124	
ロ 利益積立金	150,000,000	
ハ 建設改良積立金	350,000,000	
ニ 当年度未処分利益剰余金	592,054,698	
利益剰余金合計	1,285,503,822	
剰余金合計		1,285,503,822
資本合計		18,667,270,068
負債資本合計		25,899,936,030

議案第 6 6 号

令和 6 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり自己資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てることについて、議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

令和 6 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の全部を自己資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

令和6年度狭山市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未 処 分 利 益 剰 余 金
当年度末残高	24,782,950,935	8,093,887	716,245,560
議会の議決による処分数額	378,949,413	0	△ 716,245,560
自己資本金へ組入	378,949,413	0	△ 378,949,413
減債積立金の積立	0	0	△ 337,296,147
処分後残高	25,161,900,348	8,093,887	(繰越利益剰余金) 0

議案第 67 号

令和 6 年度狭山市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度狭山市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和6年度狹山市

(1) 収益的収入及び支出 収 入

区 分	予 算			合 計
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定に係る財源充当額	
第1款 下水道事業収益	円 3,484,542,000	円 0	円 0	円 3,484,542,000
第1項 営業収益	2,140,332,000	0	0	2,140,332,000
第2項 営業外収益	1,344,209,000	0	0	1,344,209,000
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000

支 出

区 分	予 算						合 計
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	
第1款 下水道事業費用	円 3,231,788,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 3,231,788,000	円 0
第1項 営業費用	3,033,298,000	0	0	△ 10,313,000	0	3,022,985,000	0
第2項 営業外費用	196,927,000	0	0	10,313,000	0	207,240,000	0
第3項 特別損失	563,000	0	0	0	0	563,000	0
第4項 予 備 費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出 収 入

区 分	予 算					合 計
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逐次繰越額に係る財源充当額	
第1款 資本的収入	円 579,057,000	円 0	円 579,057,000	円 0	円 0	円 579,057,000
第1項 企業債	460,900,000	0	460,900,000	0	0	460,900,000
第2項 他会計負担金	36,651,000	0	36,651,000	0	0	36,651,000
第3項 国庫補助金	48,000,000	0	48,000,000	0	0	48,000,000
第4項 工事負担金及び分担金	13,505,000	0	13,505,000	0	0	13,505,000
第5項 寄 附 金	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000
第6項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000

支 出

区 分	予 算						合 計
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逐次繰越額	
第1款 資本的支出	円 1,899,690,000	円 0	円 0	円 1,899,690,000	円 109,120,000	円 0	円 2,008,810,000
第1項 建設改良費	1,120,996,000	0	0	1,120,996,000	109,120,000	0	1,230,116,000
第2項 企業債償還金	778,694,000	0	0	778,694,000	0	0	778,694,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,215,959,677円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

下水道事業決算報告書

決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
円 3,475,064,674	円 △ 9,477,326	
2,117,206,866	△ 23,125,134	(うち、仮受消費税及び地方消費税 163,675,151円)
1,357,748,508	13,539,508	
109,300	108,300	

額	決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
合 計				
円 3,231,788,000	円 3,089,545,831	円 0	円 142,242,169	
3,022,985,000	2,887,822,552	0	135,162,448	(うち、仮払消費税及び地方消費税 77,273,435円)
207,240,000	201,555,148	0	5,684,852	
563,000	168,131	0	394,869	(うち、仮払消費税及び地方消費税 12,757円)
1,000,000	0	0	1,000,000	

決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
円 332,931,350	円 △ 246,125,650	
229,600,000	△ 231,300,000	
37,691,000	1,040,000	
31,000,000	△ 17,000,000	
12,679,270	△ 825,730	
21,922,630	1,922,630	
38,450	37,450	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,750円)

決 算 額	翌 年 度 繰 越 額				不 用 額	備 考
	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繰 越 額	統 計 費 次 額	合 計		
円 1,548,891,027	円 139,570,000	円 0	円 0	円 139,570,000	円 320,348,973	
776,745,180	139,570,000	0	0	139,570,000	313,800,820	(うち、仮払消費税及び地方消費税 52,721,660円)
772,145,847	0	0	0	0	6,548,153	

32,568,748円、過年度分損益勘定留保資金804,441,516円、減債積立金378,949,413円で補てんした。

令和6年度狭山市下水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	1,637,877,715	
(2) 雨水処理負担金	315,230,000	
(3) その他営業収益	<u>424,000</u>	1,953,531,715

2 営業費用

(1) 管渠費	158,842,784	
(2) 流域下水道管理費	558,779,986	
(3) 普及促進費	2,601,407	
(4) 業務費	21,135,620	
(5) 総係費	136,666,945	
(6) 減価償却費	<u>1,932,522,375</u>	<u>2,810,549,117</u>

営業損失

857,017,402

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	2,100,000	
(2) 他会計負担金	150,958,000	
(3) 他会計補助金	431,821,000	
(4) 長期前受金戻入益	772,817,403	
(5) 雑収益	<u>52,292</u>	1,357,748,695

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	149,401,548		
(2) 雑支出	<u>14,120,435</u>	<u>163,521,983</u>	<u>1,194,226,712</u>

経常利益

337,209,310

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	109,300	
(2) その他特別利益	<u>132,911</u>	242,211

6 特別損失

(1) 固定資産売却損	27,791		
(2) 過年度損益修正損	<u>127,583</u>	<u>155,374</u>	<u>86,837</u>

当年度純利益		337,296,147
前年度繰越利益剰余金		0
その他未処分利益剰余金変動額		<u>378,949,413</u>
当年度未処分利益剰余金		<u><u>716,245,560</u></u>

令和6年度狭山市下水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		28,160,030	
ロ 建物	5,037,277		
減価償却累計額	<u>△ 2,284,912</u>	2,752,365	
ハ 構築物	66,950,610,802		
減価償却累計額	<u>△ 24,550,621,552</u>	42,399,989,250	
ニ 機械及び装置	376,834,152		
減価償却累計額	<u>△ 309,806,706</u>	67,027,446	
ホ 車両運搬具	3,978,710		
減価償却累計額	<u>△ 2,340,888</u>	1,637,822	
ヘ 工具、器具及び備品	2,231,050		
減価償却累計額	<u>△ 2,111,810</u>	119,240	
ト 建設仮勘定		152,633,529	
有形固定資産合計			42,652,319,682

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権	4,016,819,666		
ロ 電話加入権	<u>1,261,000</u>		
無形固定資産合計			4,018,080,666

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券	294,037,218		
ロ その他投資	<u>1,380,000</u>		
投資その他の資産合計		295,417,218	

固定資産合計 46,965,817,566

2 流動資産

(1) 現金預金 3,773,601,392

(2) 未収金

イ 営業未収金	332,529,424		
ロ 営業外未収金	15,605		
ハ その他未収金	2,845,470		
貸倒引当金	<u>△ 8,267,098</u>		
未収金合計		327,123,401	

(3) 貯蔵品

イ 材料	<u>21,518,600</u>		
貯蔵品合計		21,518,600	

(4) 前払金

前払金		<u>13,000,000</u>	
-----	--	-------------------	--

流動資産合計 4,135,243,393

資産合計 51,101,060,959

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	8,561,277,953		
企業債合計		8,561,277,953	
固定負債合計			8,561,277,953

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	728,194,919		
企業債合計		728,194,919	

(2) 未払金

イ 営業未払金	173,947,344		
ロ 営業外未払金	24,380,800		
ハ その他未払金	31,595,059		
未払金合計		229,923,203	

(3) 引当金

イ 賞与引当金	13,331,426		
ロ 法定福利費引当金	2,616,994		
引当金合計		15,948,420	

(4) その他流動負債

流動負債合計		850,000	974,916,542
--------	--	---------	-------------

5 繰延収益

(1) 長期前受金

26,898,044,812

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 11,464,329,146

繰延収益合計		15,433,715,666	
--------	--	----------------	--

負債合計			24,969,910,161
------	--	--	----------------

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金

イ 固有資本金	21,130,418,896		
ロ 繰入資本金	1,353,264,000		
ハ 組入資本金	2,299,268,039		
自己資本金合計		24,782,950,935	
資本金合計			24,782,950,935

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	8,093,887		
資本剰余金合計		8,093,887	

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	423,860,416		
ロ 利益積立金	200,000,000		
ハ 当年度末処分利益剰余金	716,245,560		
利益剰余金合計		1,340,105,976	

剰余金合計		1,348,199,863	
-------	--	---------------	--

資本合計		26,131,150,798	
------	--	----------------	--

負債資本合計		51,101,060,959	
--------	--	----------------	--